

# 日本輸血・細胞治療学会認定医 受験申請の手引

2026年5月吉日

認定医試験受験予定者 各位

日本輸血・細胞治療学会 認定医制度審議会  
審議会長 石田 明  
資格審査委員長 大谷 慎一  
試験委員長 金子 誠  
( 公 印 省 略 )

## 「2026年度 第35回認定医制度認定試験」について

2026年度第35回認定医制度認定試験を受験予定の方に重要なお知らせです。  
同試験は、2026年11月28日（土）、ベルサール神保町（東京都千代田区西神田）において実施予定です。

### 記

- ・願書の受付は2026年6月1日（月）から7月31（金）消印有効とします。
- ・実技試験については各施設での実習で代替することとします。詳細は資格審査後、試験の案内と一緒に通知します。

以上

## 「1」認定医試験 受験予定者のための事務手続きについて

- 申請方法: 日本輸血・細胞治療学会ホームページ(<https://yuketsu.jstmct.or.jp/>)の上部コンテンツ『認定制度』から『日本輸血・細胞治療学会認定医について』の画面に進み、『日本輸血・細胞治療学会認定医制度案内』をご参照ください。
- 申請書用紙: 上述のホームページの同画面に掲載されている『日本輸血・細胞治療学会認定医申請書(様式1~4)』をご使用下さい。
- 申請書類の送付方法: 本手引のP.2「2」受験に関する規約の要旨の(4)申請書類(認定試験受験申請用)に記載されている①~⑦のうち、①から④(様式1~4)までを綴じてお送り下さい。⑤~⑦は綴じずにそのままお送りください。
- 資格審査基準単位: 「資格審査基準単位を50単位以上取得していること」となっていますが70単位程度を目途にして、100単位以上は申告しないようにしてください。
- 密接に関連する他の学会は下記表に記載の学会です。
- 研修歴: やむを得ない理由があつて指定施設での2年間の研修を受けていない場合は下記問い合わせ先までE-mailでご連絡下さい。
- 問い合わせ先・申請書の送付先: 

申請書は必ず書留・宅急便・Letter Pack などでお送り下さい。
-------------------------------------

  
〒113-0033 東京都文京区本郷2丁目14-14 ユニテビル5階  
日本輸血・細胞治療学会 認定医制度係  
電話: 03-5804-2611 FAX: 03-5804-2612 E-mail: info@mail.jstmct.or.jp
- 受験料の振込先  
郵便振替口座: 00100-7-651154 加入者名 日本輸血学会認定医制度係  
銀行振込: ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキョウ)支店 当座 0651154  
口座名 日本輸血学会認定医制度係  
手続き料6万円(申請料1万円, 受験料3万円, 登録料2万円)を前納して下さい。

### 表 密接に関連する他の学会

認定医制度規則第11条の2. 記載の「学会に密接に関連する他の学会」は、以下の学会とする。

(平成25年5月15日、認定医制度審議会申し合わせ)

日本内科学会、	日本小児科学会、	日本皮膚科学会、
日本外科学会、	日本整形外科学会、	日本産科婦人科学会、
日本耳鼻咽喉科学会、	日本泌尿器科学会、	日本脳神経外科学会、
日本医学放射線学会、	日本麻酔科学会、	日本病理学会、
日本臨床検査医学会、	日本救急医学会、	日本形成外科学会
日本移植学会、	日本法医学会、	日本人類遺伝学会、
日本ウイルス学会、	日本自己血・周術期輸血学会、	日本造血・免疫細胞療法学会、
日本アフェリシス学会、		

## 「2」受験に関する規約の要旨

規則に定めるように指定カリキュラムに則り研修を修了してから認定医を申請する場合はこれにあたります。この場合の申請は指定施設の認定医(指導者)による「指定カリキュラム研修修了証明書」が必要となるので、研修開始にあたっては施設の認定医の指導を受けるようにしてください。

- (1) 申請資格: 規定の認定医申請資格は下記の1-4のいずれをも満たしているものとします(規則第11条)。
  1. 日本国の医籍登録後7年を経ていること。
  2. 申請時において5年以上継続して本学会々員であること、ただしこのうち2年は本学会に密接に関連する他の学会の会員歴をもって充てることができる。

なお、他の学会とは日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会を指す。その他は審議会において審査する。

3. 指定施設において認定医の指導の下に延べ2年以上研修し、指定カリキュラムを履修していること。
  4. 認定医申請資格審査基準単位を 50 単位以上取得していること（細則第4条）。
- (2) 試験：試験は審議会試験委員会によって行われ、申請者ごとに別に連絡します。
- (3) 申請手続き：申請には下記の必要書類を整え、手続き料6万円（申請料1万円、受験料3万円、登録料2万円）を前納してください（細則第5条）。ただし書類審査または試験をパスしなかった場合は受験料と登録料の5万円または登録料の2万円は返却しま

### 「3」受験に関する規約の抜粋

#### 日本輸血・細胞治療学会認定医制度規則

（認定医申請の資格と手続き）

第11条 認定医の申請には、次の各項をすべて具備しなければならない。

1. 日本国の国籍登録後7年以上を経ていること。
2. 申請時において原則として5年以上継続して学会会員であること。ただし、このうち2年は学会に密接に関連する他の学会の会員歴をもって充てることができる。
3. 指定施設において、認定医の指導の下に合計2年以上研修し、指定カリキュラムを履修していること。
4. 学術論文、学会発表等の業績発表により、認定医申請の資格審査基準に必要な単位を取得していること。

第12条 認定医の申請には、必要書類を認定医制度事務局に送付し、所定の認定医申請料及び受験料を納付しなければならない。

（申請者の資格審査及び試験）

第13条 審議会は年1回申請書類により申請者の資格審査を行い、必要な条件を満たす者に対して試験を行う。

第14条 審議会は試験結果について合議し、認定医としての適否を審査し、審査結果を学会理事長に報告する。

（認定医の登録）

第15条 学会理事長は審議会の審査結果報告に基づき、適格者を認定医として認定し、「日本輸血・細胞治療学会認定医登録原簿」に登録する。

第16条 認定医資格は登録後発効する。

1. 登録は認定医登録料を納付した者に対してこれを

す。

(4) 申請書類（認定試験受験申請用）は以下の如くです。

- ① 日本輸血・細胞治療学会認定医申請書（様式1）
- ② 日本輸血・細胞治療学会認定医学歴・職歴申告書（様式2）
- ③ 日本輸血・細胞治療学会認定医指定カリキュラム研修修了証明書（様式3）
- ④ 日本輸血・細胞治療学会認定医申請用業績目録（様式4）
- ⑤ 認定医申請資格審査基準単位の証明となるもの（論文発表は別刷、学会発表は抄録のコピー）
- ⑥ 手続き料（6万円）払い込みの受領書のコピー
- ⑦ 申請書類受書の連絡用ハガキ（切手を貼り、申請者の住所・氏名を記入）

行う。

2. 登録者には登録時に「日本輸血・細胞治療学会認定医認定証」を交付し、その旨を学会誌に発表する。

3. 認定証の有効期間は5年とする。

#### 日本輸血・細胞治療学会認定医制度施行細則

（認定医申請の資格審査基準）

第4条 規則第11条に定める認定医申請の資格審査基準として、次の表により50単位以上を取得していなければならない。

認定医申請資格審査基準単位			
	筆頭	共著	備考
原著論文	20	5	輸血医学関連のものに限る
その他の論文	10	3	同上
学会等発表	10	2	同上（抄録記録のあるもの）

（認定医申請の手続き）

第5条 認定医の申請には、原則として次の各項の書類を認定医制度事務局に毎年所定の期日までに提出しなければならない。

1. 認定医申請書
  2. 履修歴申告書
  3. 指定施設の認定または審議会による研修修了証明書
  4. 認定医申請の資格審査基準を満たす業績目録等
- 第6条 認定医の申請には、認定医申請料10,000円および受験料30,000円を納入しなければならない。

（認定医の試験）

第7条 認定医の試験は筆記、口頭、実技試験とする。

（認定医の登録）

第8条 認定医試験合格者は登録料20,000円納入ののち認定医として登録され、認定証の交付を受ける。

## 日本輸血・細胞治療学会認定医制度審議会申し合せ事項

(関連学会)

第1条 規則第11条第2項の「学会に密接に関連する他の学会」とは、日本医学会分科会のうち輸血医学に関連のある学会を指す。その他の学会についてはその都度審議会において審査する。

(受験申請時の研修暦2年に充当可能な学会)

認定医制度規則第11条の2に記載されている「学会に密接に関連する他の学会」は、以下の学会とする。

日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、  
日本外科学会、日本整形外科学会、  
日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会、  
日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、  
日本医学放射線学会、日本麻酔科学会、  
日本病理学会、日本臨床検査医学会、  
日本救急医学会、日本形成外科学会、  
日本移植学会、日本法医学会、  
日本人類遺伝学会、日本ウイルス学会、  
日本自己血輸血・周術期輸血学会、  
日本造血・免疫細胞療法学会、  
日本アフエレシス学会、

(平成25年5月15日申し合わせ)